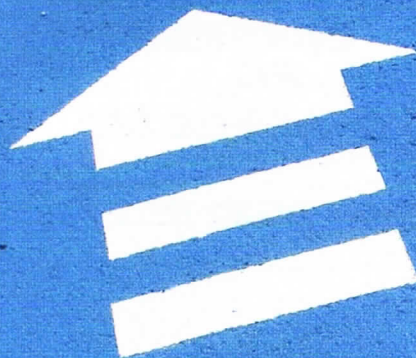


# BEAUTIFUL RIDE

さいたま市では、「歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ち」というシェアザロードの精神を推進しています。

回覧

自転車専用



道路をシェアする心  
ルールをそのまま受け  
思いやる心

# 最近、街なかで見かける 自転車レーン... いったい何が違うの!?



## 自転車専用通行帯

自転車等しか通行できません。  
(法律で決められています。)

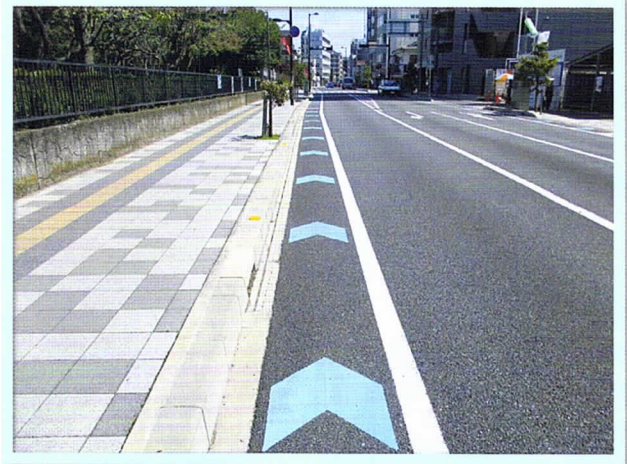


- ・青色で舗装され、『自転車専用』と道路に標示します。
- ・自転車等はこのレーンを通行しなければなりません。(やむを得ない場合を除きます。)
- ・自動車、バイク、一般原動機付自転車は通行できません。(交差点左折時や道路外に出る場合などを除きます。)

※「自転車等」は普通自転車及び特定小型原動機付自転車のことを指します。

## 車道混在型(青い矢羽根等)

自転車等と自動車が共存する  
通行空間です。



- ・道路利用者に自転車等の通行位置を周知するため明示します。
- ・幅がせまい道路など、「自転車専用通行帯」が整備できない場合に設置します。
- ・青い矢羽根(やばね)型・自転車の絵(ピクトグラム)があります。
- ・自動車、バイク、一般原動機付自転車も通行できます。

## 自転車、クルマ、歩行者がお互い安全に利用するために

### 🚲 自転車をご利用のみなさんへ

- ・自転車は、車道通行が原則、歩道は例外です。
- ・車道は左側を通行します。(逆走は禁止です。)
- ・歩道は歩行者優先です。自転車は車道寄りを徐行します。
- ・安全ルールを守りましょう。(飲酒運転禁止、ライトの点灯)
- ・けがを防ぐため、ヘルメットを着用しましょう。

### 🚗 クルマをご利用のみなさんへ

- ・車道は、自転車とゆずり合って走りましょう。
- ・自転車を追い越すときは、自転車との間隔に余裕をもちましょう。
- ・自転車レーンへの長時間の駐車・停車はご遠慮ください。

### 🚶 歩行者のみなさんへ

- ・歩きながらの携帯電話やスマートフォンの利用は、周りへの注意力が失われ、とても危険です。安全な場所で立ち止まり、操作しましょう。



自転車まちづくり推進課  
Facebook ページ